

## 府営公園の運動施設におけるドローン等（無人航空機）の利用について

### 1. はじめに

府営公園における陸上競技場や野球場などの運動施設において、ドローン講習会などの目的外利用での貸出しも可能としております。

### 2. 貸し出す公園・スポーツ施設

公園	施設
服部緑地	陸上競技場、人工芝サッカー場
寝屋川公園	陸上競技場、第1野球場
久宝寺緑地	陸上競技場、野球場、軟式野球場（※）
住之江公園	野球場、球技広場（※）
住吉公園	軟式野球場
大泉緑地	野球場、球技広場（※）、スポーツ広場A、スポーツ広場B
浜寺公園	第1球技広場（※）、第2球技広場（※）、ソフトボール広場、軟式野球場
蜻蛉池公園	球技広場

（※）ドローン等の利用の場合は、全面利用のみとなります。

### 3. 貸出しのルール

#### （1）府営公園における無人航空機の定義

- ・航空法上の無人航空機  
ただし、航空法での重量制限により、無人航空機とされていないものも含む

#### （2）法令順守

- ・航空法による許可が必要な区域を飛行させる場合は、航空法の手続きを完了してください。
- ・飛行空域を問わず、航空法にもとづく、ドローン等（無人航空機）の飛行ルールを順守してください。

なお、夜間飛行や目視範囲外の飛行、物件投下などについては、国土交通大臣の承認を受けている場合でも、公園利用者への安全上の配慮から、原則、飛行を認めません。

- ・航空法による許可手続きや飛行ルールについては、国土交通省ホームページを参照してください。[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)
- ・電波法、その他関係法令を遵守してください。

#### （3）許可申請

- ・大阪府都市公園条例第4条第1項第4号に基づき、行為許可の手続きを行ってください。あわせて、「府営公園における無人航空機使用にかかる許可申請別紙」を添付してください。

#### （4）申請者責任

- ・公園施設や第三者などに対し損害を与えた場合は、申請者の責による旨了承し、誓約いただくため、「誓約書」を提出してください。

#### 4. 利用上の手続き

##### (1) 施設予約・申込方法

①電話にて公園管理事務所に施設の空き状況を確認してください。

- ・大阪府オーパス・スポーツ施設情報システムの対象施設については、以下のホームページでも空き状況を確認することができます。(目的外利用であるため、予約はできません。)

<https://reserve.opas.jp/osakafu/Welcome.cgi>

- ・ご利用日の前々月の11日以降で、施設の利用に空きがある場合は予約が可能です。

②空き状況を確認後、公園管理事務所に事前相談を行ってください。

- ・事前相談の際は、飛行計画、安全計画、中止基準の設定、行為許可申請の方法などについて、相談をお願いします。

③遅くとも利用予約日の10日前までに、行為許可に必要な手続きを実施してください。

##### (2) 必要書類

- ・行為許可の申請書（公園施設使用許可申請書）
- ・府営公園における無人航空機使用にかかる許可申請別紙
- ・誓約書

#### 5. 問い合わせ先

公園名	問い合わせ先	TEL	Fax
服部緑地	服部緑地管理事務所	06-6862-4945	06-6868-2016
寝屋川公園	寝屋川公園管理事務所	072-824-8800	072-811-3867
久宝寺緑地	久宝寺緑地管理事務所	072-992-2489	072-924-9664
住之江公園	住之江公園管理事務所	06-6685-9521	06-6685-9522
住吉公園	住吉公園管理事務所	06-6671-2292	06-6671-2294
大泉緑地	大泉緑地管理事務所	072-259-0316	072-253-4440
浜寺公園	浜寺公園管理事務所	072-261-0936	072-261-2263
蜻蛉池公園	蜻蛉池公園管理事務所	072-443-9671	072-443-9672

## 6. 目的外利用時の利用料金

公園	施設	貸出単位	目的外利用の料金	
			平日	休日
服部緑地	陸上競技場	午前	59,930	71,950
		午後	79,650	95,540
	人工芝サッカー場	2時間	23,480	28,520
寝屋川公園	陸上競技場	午前	46,120	55,330
		午後	61,200	73,420
	第1野球場	4時間	57,040	68,480
久宝寺緑地	陸上競技場	4時間	45,360	45,360
	野球場	4時間	25,680	25,680
	軟式野球場	4時間	24,240	24,240
住之江公園	野球場	2時間	14,280	17,120
	球技広場	2時間	10,720	13,120
住吉公園	軟式野球場	2時間	6,740	8,080
大泉緑地	野球場	4時間	26,920	32,280
	球技広場	4時間	43,680	52,480
	スポーツ広場(A・B)	2時間	10,120	12,160
浜寺公園	球技広場(第1・第2)	4時間	43,680	52,480
	ソフトボール広場	4時間	20,240	24,320
	軟式野球場	4時間	26,920	32,280
蜻蛉池公園	球技広場	4時間	16,320	32,640

※運動目的で利用する際の利用料金は、各公園のHPやパンフレットでご確認ください。

## 7. その他

- (1) ドローンは落下した場合に他の来園者や場所によっては、近隣住民へ危害を及ぼす可能性が高く、また他の来園者に不安を与えるため、大阪府都市公園条例における「著しく迷惑を及ぼすおそれのある行為」として、許可なく飛行させることは、原則禁止としております。
- 「2. 貸し出す公園・施設」に記載のない場所でのドローン利用については、個別にご相談ください。
- (2) 運動施設における競技大会の記録等のためにドローンの活用を希望する場合、別途の「行為許可申請」は不要となりますが、航空法等の遵守や「府営公園における無人航空機使用にかかる許可申請別紙」「誓約書」の提出は必要です。詳細については管理事務所にご相談ください。

(令和3年11月2日)